

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年6月26日

四国地方整備局長 奥田 晃久

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、洪水予警報発表業務の効率化を図るため、洪水時に国又は都道府県と気象庁が共同発表する洪水予報、国又は都道府県が発表する水位到達情報の作成・発信等を担う洪水予警報発表システムの改良検討を行うものである。

本業務の履行においては、国や都道府県が行う洪水予報や水位到達情報、水防警報及びダムの放流通知の発表業務と当該業務を迅速・的確に運用するためのシステムに関する特殊な知識・技術が必要である。

これらのことから、以下に示す応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、若しくは以下に示す応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、以下に示す応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

1) 業務名 令和8年度 洪水予警報発表システム改良検討業務（電子契約対象案件）

2) 業務内容 本業務は、洪水予警報発表業務の効率化を図るため、洪水時に国又は都道府県と気象庁が共同発表する洪水予報、国又は都道府県が発表する水位到達情報の作成・発信等を担う洪水予警報発表システムの改良検討を行うものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

- ・洪水予警報発表業務の効率化に向けたシステム改良の検討 1式
- ・現行システムの機能追加に向けたシステム改良の検討 1式
- ・情報セキュリティ水準の高度化に向けたシステム構成の検討 1式

3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月10日まで

4) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の持ち業務量の制限等」の試行業務である。

- 5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
- 6) 本業務がプロポーザル方式に移行した際、技術提案の作成・審査に関わる事務手続きの負担軽減を目的とした試行業務となる。
- 7) 本業務は、企業及び技術者の資格、経験及び能力等に係る各項目の自己評価を参考資料として参加意思確認書に添付して提出を求める試行業務である。
- 8) 本業務は、賃金等の変動に対処するための試行業務である。

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者は、（１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

（１）単体企業

- 〔１〕 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- 〔２〕 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。
- 〔３〕 参加意思確認書の提出期限の日から見積日までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
- 〔４〕 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
- 〔５〕 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 〔６〕 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（業務説明書参照）。なお、本業務に参加意思確認書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を技術提案書の提出者として選定しない。

（２）設計共同体

（１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年４月１日付け四国地方整備局長、URL:<https://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html>)

に示すところにより四国地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を技術提案書の提出の時までに受けている者であること。

なお、設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合は、技術提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに設計共同体としての資格の認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

（３）技術力に関する要件

下記〔１〕若しくは〔２〕を満たすこと。

〔１〕洪水予報システムの構築または改良を行った実績を有すること。

〔２〕洪水予測システムなど上記以外の河川、ダムに関するシステムの構築または改良を行った実績を有すること。

（４）業務執行体制に関する要件

下記〔１〕若しくは〔２〕を満たすこと。

〔１〕洪水予報システムの構築または改良の実績を有する技術者を配置できること。

〔２〕洪水予測システムなど上記以外の河川、ダムに関するシステムの構築または改良を行った実績を有する技術者を配置できること。

４．手続等

１）担当部局

〒７６０－８５５４ 香川県高松市サンポート３番３３号

四国地方整備局 総務部 契約課 契約係

電 話 ０８７－８１１－８３０３（直通）

電子メール skr-toiawase@mlit.go.jp

２）説明書の交付期間及び交付方法

令和８年６月２６日から令和８年７月３日までの閉庁日を除く午前９時００分から午後５時００分まで、手渡し又は電子メールで配布する。

なお、説明書交付希望者は１）担当部局へ事前に連絡すること。

３）参加意思確認書の受領期限、提出先及び提出方法

受領期限：令和８年７月６日 午後４時００分（期限内必着）

提出場所：１）に同じ

提出方法：原則、電子メールによる。

５．その他

１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

２）契約保証金 免除

３）契約書作成の要否 要

- 4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. 1)に同じ。
- 5) 当該応募者に対してプロポーサル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限：令和8年8月31日 午後4時00分まで
- 6) 上記3に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- 7) 詳細は説明書による。

6. Summary

- 1) Subject matter of service:
FY2026 Study on Improvements to the Flood Forecasting and Warning Announcement System
- 2) Time-limit to express interests:
4:00P.M. 6 July 2026
- 3) Contact point for documentation relating to the proposal:
Contracts Section, Contracts Division, General Affairs Department,
Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and Tourism
3-33 Sunport, Takamatsu, Kagawa, Japan
TEL 087-811-8303
E-mail skr-toiawase@mlit.go.jp
- 4) Contact point for the notice:
Contracts Section, Contracts Division, General Affairs Department,
Shikoku Regional Development Bureau